

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

修正申告での2分の1簡便償却

Q：当社は、前期中に取得した25万円のパソコンを一括損金処理していましたが、減価償却資産としなければならない旨の指摘を受け、修正申告を行うことになりました。

この場合、修正申告においていわゆる2分の1簡便償却の適用は認められますか。なお、前期中に取得した器具及び備品については、2分の1簡便償却を適用しています。

A：器具及び備品について当初の確定申告書に2分の1簡便償却の記載があれば、修正申告であっても認められます。

【解説】

法人が事業年度の中途において事業の用に供した減価償却資産のうち、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品又は工業所有権については、それぞれの区分ごとにいわゆる月割計算でなく一事業年度の償却限度額の2分の1をその資産の償却限度額とする方法が認められています。これが2分の1簡便償却です。

2分の1簡便償却は、確定申告書に添付する「償却額の計算に関する明細書」にその適用を受ける旨を記載し、期中取得資産の種類ごとのすべてについて適用している場合に限り適用されることとなっていますので、それが修正申告の場合であっても当初の確定申告書にその旨が記載されて提出されていればその種類に属する資産に限り、2分の1簡便償却の適用は認められます。

